

# 令和元年 9 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 6 0 号 亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 . . . . .	1
議案第 6 1 号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例 . . . . .	2
議案第 6 2 号 亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	4
議案第 6 3 号 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	5
議案第 6 4 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . . .	6
議案第 6 5 号 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例 . . . . .	8
議案第 6 6 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 . . . . .	9
議案第 6 7 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	1 0
議案第 6 8 号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例 . . . . .	1 1

議案第 69 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

議案第 70 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

件名	亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	総合政策部 総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するとともに会計年度任用職員に対する期末手当の支給を可能とするため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日から施行されます。</p> <p>これらの改正に伴い、改正後の地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に限ります。以下「職員」といいます。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について条例で定める必要があることから、この条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>(1) 職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>(2) 職員の報酬の額を定めるほか、報酬の支給に関し必要な事項を定めます。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>(3) 職員に対する費用弁償について定めます。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>(4) 職員に対する期末手当の支給月数を年1.45月（6月期0.725月、12月期0.725月）とするほか、支給に関し必要な事項について定めます。 &lt;第4条関係&gt;</p> <p>(5) 職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当の口座振替について定めます。 &lt;第5条関係&gt;</p> <p>(6) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和2年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	総合政策部税務課 生活文化部市民課 産業建設部都市整備課 消防本部予防課
----	--------------------	---

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

次のとおり、法改正等に伴う所要の改正を行うものです。

- (1) 市民の利便性の向上を図るため、令和2年2月からマイナンバーカードを利用して各種証明書を交付する証明書等コンビニ交付事業を開始することから、所要の改正を行います。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）により地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、公布の日（令和元年5月17日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務が追加されることから、所要の改正を行います。

## 2 改正内容

- (1) 住民票又は戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書について、コンビニエンスストア等の多機能端末機による交付を促進するため、当該多機能端末機により交付する場合の手数料を、1件につき200円とすることとします。また、当該多機能端末機による交付には、手数料の免除の規定を適用しないこととします。

＜第5条、第6条及び別表第1関係＞

- ※ 市の窓口において住民票の写し等を交付する場合には、1件につき300円の手数料としています。
- ※ 戸籍謄（抄）本については、当該多機能端末機による交付を行いますが、戸籍証明書の交付手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する額としているため、市の窓口において交付する場合と同額（450円）とします。

(2) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査事務手数料について、その標準額が見直されることから、次のとおり改めます。 <別表第2関係>

危険物の貯蔵最大数量	改正前	改正後
1万k1以上5万k1未満	158万円	159万円
5万k1以上10万k1未満	194万円	195万円
10万k1以上20万k1未満	226万円	227万円

※1万k1未満及び20万k1以上のものについては、標準額の見直し無し

(3) 単体の建築物を対象としている建築物エネルギー消費性能向上計画認定に複数の建築物に係る認定が追加されることから、当該認定事務に係る手数料について、申請棟数に応じて単体の建築物に係る手数料の金額を合算して得た金額とするよう改めることとします。 <別表第6関係>

### 3 その他

施行日は、次のとおりとします。

- (1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に係る審査事務手数料に関する改正規定の施行日は、令和元年10月1日とします。
- (2) 住民票の写し等の交付に係る手数料に関する改正規定の施行日は、令和2年2月1日とします。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務に係る手数料に関する改正規定の施行日は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とします。

件名	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 地域福祉課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）により災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」といいます。）が改正され、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）により災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>本条例で引用している償還免除に関する規定の整備が行われ、法第13条が第14条に繰り下げられることに伴い、関係する条項の整理を行います。また、市町村は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとなることから、当該報告等については、法第16条の規定によることとします。 &lt;第15条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）により子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）が改正され、及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）により子ども・子育て支援法施行令（以下「政令」といいます。）が改正され、ともに令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）月額6,000円を限度として教育委員会規則で定めることとしている市立幼稚園の利用者負担額について、法の規定により政令で定める額を限度として教育委員会規則で定めることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>（2）本条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。 &lt;第2条及び第4条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和元年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「内閣府令」といいます。）が改正され、令和元年10月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）子ども・子育て支援新制度において、新たに特定子ども・子育て支援施設等（私立幼稚園、認可外保育施設等）が位置付けられたことから、当該施設等の運営に関する基準を定めます。また、これに伴い、題名を改めるとともに、章、節等の区分の整理を行います。 &lt;題名及び新第2章関係&gt;</p> <p>&lt;特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準として定める事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録</li> <li>イ 利用料及び特定費用の額の受領</li> <li>ウ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付</li> <li>エ 法定代理受領の場合の読替え</li> <li>オ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知</li> <li>カ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則</li> <li>キ 秘密保持等</li> <li>ク 記録の整備</li> </ul> <p>（2）本条例で使用する用語の定義を整備します。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する一般原則に、保護者の経済的負担への適切な配慮を明記します。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>（4）市の認定を受けた満3歳以上の小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるものを除く。）に係る利用者負担額が零となったことに伴い、関係する条項の整理を行います。また、保護者から受けることができる食事の提供に要する費用について、副食費の提供に要する費用を加えるとともに、保護者の所得割額、子どもの人数等によってはこれを免除することとします。 &lt;第13条関係&gt;</p>		

- (5) 特定地域型保育事業者が確保しなければならない保育所等の連携施設について、これを確保しないことができる規定及びその要件を定めます。また、一定の要件を満たす場合に連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年延長します。 <第42条及び附則第5条関係>
- (6) 幼児教育・保育の無償化に関する規定を正確に反映させるため、特定地域型保育事業における準用範囲を整理します。 <第50条関係>
- (7) 特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準について、幼児教育・保育の無償化に関する規定を正確に反映させるため、準用規定を整理します。 <第51条及び第52条関係>
- (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る施設型給付費等の額が零となることから、施設型給付費等に関する経過措置を削除します。 <附則第3条関係>
- (9) その他内閣府令の一部改正等に伴う規定の整理を行います。  
<第4条から第11条まで、第14条、第16条から第21条まで、第24条から第28条まで、第30条、第32条、第34条から第41条、第43条、第46条、第47条、第49条及び附則第2条関係>

### 3 その他

施行日は、令和元年10月1日とします。

件名	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例及び亀山市認定こども園条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）により子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）の一部を改正し、同条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条、第4条及び第6条関係＞</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）の一部を改正し、同条例で引用している「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改められることに伴い、関係する条項の整理を行います。   ＜第2条、第5条及び第7条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和元年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
----	-------------------------	-----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、亀山南小学校区には民設民営の放課後児童クラブが定員20名で設置されていますが、年々入所希望者が増加傾向にあり、今後児童の受入が困難となることを見込まれます。こうした状況を踏まえ、令和2年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定めます。

＜別表第1関係＞

＜新たに設置する放課後児童クラブの名称等＞

名称	位置	定員
亀山南小学校区放課後児童クラブ	亀山市天神三丁目10番25号	40人

(2) 亀山南小学校区放課後児童クラブの開所時間を定めます。 ＜第5条関係＞

(3) 亀山南小学校区放課後児童クラブの休所日を定めます。 ＜第6条関係＞

### 3 その他

(1) 施行日は、令和2年4月1日とします。

(2) 亀山南小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとします。

件名	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）により住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知。以下「要領」といいます。）が改正されたことから、所要の改正を行うとともに、性的少数者の人権に配慮するための改正を併せて行うものです。</p> <p>また、令和2年2月から証明書等コンビニ交付事業を開始することから、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等を可能とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 住民基本台帳に旧氏の記録がされている場合は、当該旧氏を表した印鑑を登録印鑑とすることができることとします。 &lt;第5条及び第15条関係&gt;</p> <p>(2) 印鑑登録原票の登録事項に旧氏を追加し、男女の別を削除することとします。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p>(3) 印鑑登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、多機能端末機又は窓口受付端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることとします。 &lt;新第12条関係&gt;</p> <p>(4) その他要領の改正に伴う規定の整理を行います。 &lt;第2条及び第12条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和元年11月5日とします。ただし、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等に関する規定の施行日は、令和2年2月1日とします。</p>		

件名	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）により水道法が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこととなりました。当該更新に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の特定の者のためにする事務に該当することから、同法第228条第1項の規定により当該事務に係る手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第154号）により水道法施行令が改正され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者更新手数料の額は、1件につき7,000円とすることとします。 &lt;別表第3関係&gt;</p> <p>(2) 本条例で引用している水道法施行令第5条が第6条に繰り下げられることに伴い、関係する条項の整理を行います。 &lt;第25条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和元年10月1日とします。</p>		

件名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	総合政策部 総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化することを目的とした会計年度任用職員制度を創設するとともに、会計年度任用職員に対して期末手当の支給を可能とするため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係する8つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>地方公務員法の改正により一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職（改正後の地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）である会計年度任用職員に関する規定が設けられることから、関係する条項を改めます。</p> <p>※ 会計年度任用職員の2類型</p> <p>（1）改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員よりも短い職員（パートタイム）</p> <p>（2）改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一である職員（フルタイム）</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市職員の分限に関する条例（平成17年亀山市条例第25号）の一部を改正し、会計年度任用職員の休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とすることとします。 &lt;第4条関係&gt;</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年亀山市条例第28号）の一部を改正し、会計年度任用職員（パートタイム）に対する報酬を減給の対象とすることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p>		

#### 《第3条による改正》

亀山市職員の育児休業等に関する条例（平成17年亀山市条例第32号）の一部を改正し、会計年度任用職員の育児休業取得に係る条項の整理を行います。 <第7条、第8条及び第21条関係>

#### 《第4条による改正》

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第203条の2第4項が第5項に繰り下がること等に伴う条項の整理を行います。また、地方公務員法の改正により特別職の範囲が厳格化され、家庭相談員が一般職非常勤職員となることから、関係する条項の整理を行います。

<第1条及び別表関係>

#### 《第5条による改正》

会計年度任用職員に対する給付については別に条例で定めることとすることから、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を改正し、関係する条項の整理を行います。 <第2条及び第11条関係>

#### 《第6条による改正》

会計年度任用職員（パートタイム）は退職手当の支給対象とならないことから、亀山市職員退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）の一部を改正し、関係する条項の整理を行います。 <第2条関係>

#### 《第7条による改正》

会計年度任用職員（パートタイム）は人事行政の運営等の状況の公表の対象とならないことから、亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年亀山市条例第1号）の一部を改正し、関係する条項の整理を行います。 <第3条関係>

#### 《第8条による改正》

亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成28年亀山市条例第23号）の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第22条が改められたことに伴う条項の整理を行います。 <第2条関係>

### 3 その他

施行日は、令和2年4月1日とします。

件名	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総合政策部総務課 健康福祉部子ども未来課 消防本部消防総務課 医療センター病院総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法が改正され、令和元年12月14日から施行されること等に伴い、関係する6つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>成年被後見人又は被保佐人であることをもって、一律に、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする措置が見直されることなどから、関係する条項を改めます。</p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市職員の分限に関する条例（平成17年亀山市条例第25号）の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第2号が同条第1号に繰り上げられることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第12条、第44条、第45条及び第47条関係&gt;</p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市職員退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第17条関係&gt;</p> <p>《第4条による改正》</p> <p>亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を改正し、消防団員になることができない者から、成年被後見人又は被保佐人を削除します。 &lt;第5条及び第6条関係&gt;</p>		

《第5条による改正》

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を改正し、同条例で引用している児童福祉法第34条の20第1項第4号が同項第3号に繰り上げられたことに伴う条項の整理を行います。 <第23条関係>

《第6条による改正》

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を改正し、同条例で引用している地方公務員法第16条第1号が削除されることに伴う条項の整理を行います。

<第14条、第15条及び第17条関係>

### 3 その他

第1条から第4条まで及び第6条による改正の施行日は令和元年12月14日とし、第5条による改正の施行日は公布の日とします。